

令和3年10月14日

**全国一斉に軽油の路上抜取調査を実施  
－10月は全国不正軽油撲滅強化月間です－**

不正軽油<sup>注</sup>撲滅のため、全国47都道府県が連携し、主要幹線道路等で一斉に軽油の路上抜取調査を行いました。

この調査は、不正軽油の使用を取り締まること及び不正軽油関与者へのけん制を目的に全国47都道府県が連携して実施しています。

また、不正軽油が発見された場合には、地方税法に基づき、厳正に対処します。

なお、他都道府県ナンバーから不正軽油が発見された場合には該当する都道府県に通報するなど協力して不正軽油撲滅に取り組みます。

**○実施概要****1 実施日**

令和3年10月14日（木曜日）

**2 県内実施場所**

国道16号入間方面（狭山市）ほか2か所（深谷市及び吉川市）

**3 実施方法**

道路を走行しているディーゼル車両に停止してもらい、車両のタンクから燃料の抜き取り及び運転者からの購入先等の聞き取り調査を行う。

**4 県内調査体制**

県税事務所職員及び警察官 計22名

**5 調査結果**

燃料の抜取本数 計45本



調査の様子

注) 不正軽油とは、主に灯油や重油を不正に混ぜて、軽油と称して流通しているものです。不正軽油の製造・運搬・販売・使用は、軽油引取税の脱税にとどまらず、公正な市場競争を阻害し、環境や県民の健康にも重大な影響を与える犯罪行為です。